

東京大学学生表彰「東京大学総長賞」推薦基準

東京大学学生表彰実施要綱（平成 14 年 3 月 19 日総長裁定、平成 23 年 7 月 1 日改正）
第 3 に基づき、推薦の基準を以下のとおりとする。

【推薦基準】

1. 学業（※）

学業において、研鑽に励み、他の学生の範となった個人もしくは団体、または学界等により優れた評価を受け、本学の名誉を高めた個人もしくは団体

2. 課外活動、社会活動等（※）

a) 課外活動において、国内外の各種スポーツ、競技、演奏、展示、発表等で優秀な成績を収め、本学の名誉を高めた個人もしくは団体、または課外活動を支援し、課外活動の充実と振興に著しい貢献をした個人もしくは団体

b) 環境保全、災害救援、社会福祉、青少年育成、海外援助協力等の各種社会活動において、活動実績が認められ、他の学生の範となった個人もしくは団体、または社会的に優れた評価を受け、本学の名誉を高めた個人もしくは団体

c) 大学間の国際交流において、相互理解と友好関係を深め、本学の国際交流の発展に著しい貢献をした個人または団体

d) その他、これらに準ずるもので、「東京大学総長賞」に相応しい貢献があった個人または団体

※. 選考に際しては、推薦内容が各区分に該当するか否かも勘案し、該当すると判断された内容を評価の対象とする。

【被推薦資格】

1. 個人（*）

本学の学部（前期・後期課程）・大学院（修士・博士・専門職学位課程）の学生、またはこれらの各課程を卒業・修了後 1 年以内の者で、在学中の活動実績等が前各項の推薦基準に該当するもの

2. 団体（*）

前項 1 の学生を主たる構成員とする団体

*. 被推薦者が複数人の場合は、団体として取り扱う。ただし、3 人以内の者に限り、各個人の連名をもつての推薦も可とする。

【推薦者等要件】

1. 学業（推薦基準の 1）

推薦者は、学部長、研究科長または教育部の部長とする。

ただし、学部長、研究科長または教育部の部長は、学士、修士・専門職、博士の各課程につき原則として 1 名または 1 団体以内を推薦するものとする。

なお、その他の者による推薦は、受理されない。

2. 課外活動、社会活動等（推薦基準の 2）

推薦者は、本学の教職員または学生（自薦も可）とする。

ただし、活動分野等の特性上これによりがたい場合は、その他の者によることも可とする。